

参考資料

1. 関係法令
2. 松戸市食育推進会議
3. 用語解説

1. 関係法令

食育基本法（平成17年6月17日法律第63号）

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病*の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率*の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率*の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率*の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する

団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体を実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(以下、省略)

2. 松戸市食育推進会議

(1) 松戸市食育推進会議条例

(設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号）第33条第1項の規定に基づき、松戸市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、食育の推進に関し、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して市長に建議する。

- (1) 食育に関する事業の効果的な推進に関する事項
- (2) 食育推進計画の策定並びにその普及及び推進に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育関係者
- (3) 医療関係者
- (4) 消費者
- (5) 生産者
- (6) 食品関連事業者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 推進会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 推進会議は、必要に応じ、特定事項を調査審議するために部会を置くことができる。

2 部会は、推進会議の委員をもって組織し、部会に属すべき委員は、推進会議の委員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「推進会議」とあるのは「部会」と、同条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(臨時委員)

第9条 部会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(意見の聴取等)

第10条 推進会議及び部会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例(昭和31年松戸市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

松戸市食育推進会議委員	日額 8,500円
-------------	-----------

(2) 松戸市食育推進会議委員

(令和4年4月1日現在)

区分	No.	所属	肩書	氏名
学識経験者	1	東京農業大学	嘱託教授	大江 靖雄
	2	千葉大学	准教授	三島 孔明
	3	聖徳大学	准教授	祓川 摩有
	4	流通経済大学	教授	古井 恒
	5	日本大学松戸歯学部	准教授	後藤田 宏也
教育関係者	6	松戸市校長会	松戸市立馬橋小学校 校長	横山 潤子
	7	松戸市学校栄養士会	松戸市立馬橋北小学校 主査栄養士	來島 史枝
医療関係者	8	松戸市医師会	理事	奥隅 廣人
	9	松戸歯科医師会	副会長	小泉 裕史
消費者	10	松戸市PTA連絡協議会	顧問	豊田 周弘
	11	松戸市消費者の会	会長	後藤 淳子
	12	松戸市社会福祉協議会	明第1地区社会福祉協議会 役員	毛利 多壽子
生産者	13	とうかつ中央農業協同組合	松戸市無農薬栽培研究会 会長	川村 博文
食品関連事業者	14	松戸商工会議所	商業部会 理事	芝内 健治
その他市長が必要と認める者	15	松戸市私立幼稚園連合会	第二かきのき幼稚園 園長	松浦 博江

(敬称略)

3. 用語解説

行	用語（掲載項）	解説
あ行	エシカル消費 (p.49)	エシカルとは「倫理的」という意味で、消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うことです。 地産地消や食品ロス削減の取組などは、環境問題を考慮したエシカル消費の1つと考えられます。
か行	核家族 (p.4, 14)	家族形態の一つで「夫婦のみ」、「夫婦と子」、「一人親と子」のいずれかからなる世帯をいいます。
	共食／孤食 (p.2, 4, 38, 40, 51)	家族や友人などと一緒に食卓を囲んで食事することを「共食」といいます。コミュニケーションを取りながら食事することで、食事の楽しさ、挨拶、マナー、食に関する知識を身に付けられると考えられています。反対に、一人で食事をとることを「孤食」といいます。
	経営耕地 (p.18)	一定規模の農林産物の生産を行う（または委託を受けて農林業作業を行う）者が経営している田、樹園地、畑などの耕地をいい、自ら所有して耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計を指します。
	健康寿命 (p.2, 3, 5, 9, 38, 40, 43, 45)	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことをいいます。
	子ども食堂 (p.52)	地域のボランティアが子どもたちに、無料または安価で栄養のある食事を提供する、地域交流の取り組みの一つです。子どもや親子連れに限らず、地域の方が利用できる施設もあります。
さ行	食料自給率 (p.2, 7, 58, 59, 60)	国の食料供給に対する国内生産の割合を示す指標です。 重量で計算する「品目別自給率」と、共通の物差しで単位を揃えて計算する「総合食料自給率」の2種類があります。 このうち総合食料自給率は、熱量で換算する「カロリーベース」と、金額で換算する「生産額ベース」があります。
	生活習慣病 (p.2, 5, 44, 55, 58)	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症や進行に関与する疾患です。 がん、循環器疾患、糖尿病、COPD（慢性閉塞性肺疾患）などの疾患が含まれます

行	用語（掲載項）	解説
さ行	生産緑地地区 (p.21)	公害や災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等に役立つ市街化区域内にある農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図る都市計画の制度です。 生産緑地地区は農地等として管理することが義務づけられ、農地等以外の利用はできません。また、法で定められた施設等を除き、建築、土地の形質の変更などの行為が制限されます。
た行	地産地消 (p.30、35、40、47)	地域で生産された農林水産物をその地域で消費することです。地域の農林水産業や経済の活性化、輸送に係るエネルギー消費の削減などのメリットがあります。 千葉県内での地産地消は、「地」を「千」の字に置き換え「千産千消」と表現されることがあります。
な行	中食(なかしょく) (p.2、4、29、43、50、51、52)	惣菜店やコンビニ・スーパーなどで弁当や惣菜などを購入したり、外食店のデリバリーを利用するなど、家庭外で商業的に調理・加工されたものを購入して食べる形態の食事をさします。単身者・高齢者の世帯のみでなく、全世帯で中食の利用は増加傾向にあります。
	農林業センサス (p.18)	政府が農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成するために5年ごとに実施している調査です。
は行	販売農家 (p.18)	経営耕地の面積が30a以上、または農産物販売金額が50万円以上の農家をいいます。
	BMI (p.5、6)	BMI (Body Mass Index) は体格指数の一つで、肥満の程度を判定する指標です。〔体重(kg)〕÷〔身長(m)の2乗〕で求められます。 疾病のリスクが男女共に最低となる22.0が理想とされ、18.5未満が低体重、25.0以上が肥満とされます。
	フードバンク (p.7、49)	安全に食べられるのに流通に出すことができない食品を企業や農家などから寄贈してもらい、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動です。家庭から食品を寄贈してもらう活動はフードドライブと呼ばれます。
	ベジ・ファースト (p.43、51、52)	食事の時に野菜から食べ始めることをいいます。野菜の食物繊維の働きで血糖値の急激な上昇を防ぐことができるなど、生活習慣病の予防に効果があるとされています。
ま行	無形文化遺産 (p.48)	ユネスコ (UNESCO: 国際連合教育科学文化機関) が定める芸能や伝統工芸技術などの形のない文化であって、土地の歴史や生活風習と密接に関わっているもののことです。 2003年のユネスコ総会において、「無形文化遺産の保護に関する条約」が採択され、条約の策定段階から積極的に関わってきた日本は、2004年にこの条約を締結しています。

第4次松戸市食育推進計画

令和5年度(2023年度)～令和9年度(2027年度)

発行 松戸市健康福祉部健康福祉政策課
〒271-8588 松戸市根本 387 番地の5
(TEL)047-704-0055 (FAX)047-704-0251
(Email)mckenhuku@city.matsudo.chiba.jp

令和5年(2023年)3月